

## 受動喫煙に対する新しいルールが始まっています！ 望まない受動喫煙をなくしましょう。

7月1日から「改正健康増進法」により、国は段階的に受動喫煙対策を推進しています。多くの人が利用する施設のうち、子どもや患者など健康上配慮の必要な人が主に利用する施設では、原則敷地内禁煙となり、来年4月1日からは事業所や飲食店などでも原則屋内禁煙となります。

大阪府では来年4月1日から「大阪府受動喫煙防止条例」に基づき、より一層の受動喫煙の対策が強化されます。

燃えているたばこから生じる「副流煙」には、発がん物質やニコチン、一酸化炭素などの有害物質が主流煙（喫煙者が吸い込む煙）より数倍多く含まれています。他者が意図せず副流煙を吸い込んでしまう「受動喫煙」は、肺がんや脳卒中、虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群など、さまざまな病気にかかるリスクが高くなります。

※詳しくは厚生労働省ウェブサイト、または「大阪府受動喫煙防止条例」で検索。

### 「改正健康増進法」による受動喫煙対策のスケジュール

**1** 学校、児童福祉施設、幼稚園、保育所、病院、診療所、薬局、行政機関の庁舎など

7月1日～

**原則敷地内禁煙（全国）**

【例外措置】特定屋外喫煙場所（※）を設置可

（※）屋外のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所

来年4月1日～

**敷地内全面禁煙（大阪府内）**

屋内外に喫煙設備を設けない（努力義務）。

**2** オフィス、事業所、飲食店など

来年4月1日～ **原則屋内禁煙（全国）**